

私の紙面批評

弁護士
清源万里子

「女性と人権全国ネットワーク」（東京）が、アナウンスなどで選挙活動に関する女性へのセクハラ・パワーハラ被害を明らかにしようと呼びかけたところ、全國から31の事例が寄せられたことが、6月13日付の本紙夕刊に掲載された。被害をなくすため、ルール作りの必要性も指摘した。

セクハラ・パワーハラは不要である。



(きよもと・まりこ) 1981年、中津市生まれ。2008年弁護士登録。11年大分県弁護士会入会。九州弁護士会連合会・犯罪被害者の支援に関する連絡協議会委員。現在子育て真っ最中。

法行為だ。加害者は損害賠償責任を負い、会社も責任を負う場合がある。冒頭の記事は、セクハラ・パワーハラの実態把握に有用である。弁護士として、セクハラ・パワーハラの被害を訴えた相談と、セクハラ・パワーハラ対策を就業規則に盛り込みたと考へている会社側の相談が、いずれも年々増

地方行政には、少子化対策や育児支援など女性の視

女性ゼロ議会解消を

今から約70年前、女性には選挙権がなかった。しかし、女性の権利意識が高まり、長い歴史を経て、女性は選挙権を得るに至った。この歴史に鑑みれば、「女性ゼロ議会」の解消は実現可能なはずだ。そのためには、女性がセクハラ・パワーハラに関する問題や権利の意識を持ち、社会が女性議員の必要性を認識すること

は、そのようなことを許さない、防止したいという効果によるものだろう。新聞などマスコミ報道で関連情報夕刊に掲載された。被害報や知識を得ている人は多いとみられ、今後もこのようないい風な記事の掲載はとても重要な必要性も指摘した。

セクハラ・パワーハラは不要である。

これは、セクハラ・パワーハラに関する知識が広まり、そのようなことを許さない、防止したいという効果によるものだろう。新聞のある女性議員の登場に期待を寄せ、また希望を感じた人は少なくないだろう。一女性として「女性ゼロ議会」解消に向けた問題提起の記事は頼もしく感じる。